

入 札 公 告（造林事業請負）

次のとおり一般競争（政府調達対象外）に付します。

平成21年 5月 1日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 小原 正人

1 事業概要

- (1) 事業名 造林事業請負（第1号物件）
- (2) 事業場所 上川中部森林管理署 霞城作業道 外
- (3) 事業内容
詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。
- | | |
|-------------|----------|
| 作業道修理（側溝整備） | 20 km |
| 作業道修理（路面整正） | 387 km |
| 作業道修理（除草） | 1,050 km |
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成21年10月31日

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係るC等級、B等級又はD等級（「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が800点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に

登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

（3）会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

（4）平成6年4月1日以降（過去15年間）に元請けとして、同種工事を施工した実績を有すること。

（共同事業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）ただし、当該実績が平成18年4月1日以降に完成した森林管理局長又は森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）の工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

経常建設共同事業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：入札公告のとおり

（5）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。

また、建設業法第26条に第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

1級又は2級の建設機械施工技士

技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令

で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

- (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者又は次の及び のいずれかに該当する者であること。

平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成6年4月1日以降（過去15年）に上記（4）に掲げる工事において主任技術者、監理技術者、現場代理人及びこれらに補助者として従事した場合並びに施工監督、工事主任のいずれかの経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評価を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時の期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等の措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均点が65点以上であること。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと（項目に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが継続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが継続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局長管内に所在すること。

また、経常建設共同事業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同事業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料の提出時に「林野庁退職者の雇用状況調査票(様式5)」についても提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成21年5月2日から平成21年5月20日のまで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場 所：〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 業務第二課森林育成係
電話 0166-61-0206

提出方法：入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者が の場所に持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)(1)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

(4) 資料説明会
資料作成説明会については実施しない。

(5) 現場説明会
現場説明会については実施しない。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

提出期限：平成21年6月1日午後5時

提出場所：3の(2)の に同じ。

提出方法：持参により提出すること。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年6月3日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号

上川中部森林管理署 業務第二課森林育成係

電話 0166-61-0206

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成21年5月2日から平成21年6月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

場所：〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号

上川中部森林管理署 業務第二課前

電話 0166-61-0206

その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

入札は、平成21年6月5日午前11時00分に上川中部森林管理署入札室にて執行。

開札は、上記入札締め切り確認後、即時に行う。

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

6 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

受領期間：平成21年5月2日から平成21年6月4日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

提出場所：3の(2)の に同じ。

提出方法：書面を持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によものは受け付けない。

(2)(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また次とおり閲覧にも供する。

期 間：平成21年6月1日から平成21年6月4日までの休日を除く日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

場 所：3の(2)の に同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 の (2) の に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 の (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 による申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時ににおいて当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。

お知らせ)

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページをご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)